

平成28年8月9日

第75回 神戸市個人情報保護審議会

神戸市営住宅総合管理システムの改修  
及び情報項目の追加について

(住宅都市局)

神戸市参区第998号

平成28年8月9日

神戸市個人情報保護審議会  
会長 西村裕三様

神戸市長 久元 喜造



## 諮 問

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、貴会の意見を求めます。

### 記

神戸市営住宅総合管理システムへの住記情報の追加利用について  
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

担当 市民参画推進局参画推進部区政振興課

## 神戸市営住宅総合管理システムへの住記情報の追加利用について

(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

### 【住民記録情報】

- ・ 転入前住所地名称
- ・ 転入前住所地方書
- ・ 国籍地域コード

神住住管第 1537 号

平成 28 年 8 月 4 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について  
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：住宅都市局住宅部住宅管理課

神戸市営住宅総合管理システムの改修及び情報項目の追加について  
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

【追加データ項目】

住民記録台帳情報

住記個人番号(新住記)

世帯番号(新住記)

統合宛名番号

転入前住所地名

転入前住所地方書

国籍地域コード

市営住宅入居者管理情報

住記個人番号(新住記)

世帯番号(新住記)

統合宛名番号

システム入力ログファイル

制度個人番号

統合宛名番号

## 神戸市営住宅総合管理システム改修及びの情報項目の追加について

### 1. 神戸市営住宅総合管理システム

市営住宅入居者情報、家賃情報及び収納情報等の管理を行うため、住宅管理課、住宅整備課、神戸まちづくり公社及び指定管理者が運営する管理センター（市内7カ所）を専用回線で結んだオンラインシステムである。

### 2. 趣旨

#### ①制度個人番号及び統合宛名番号

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」という）別表第1の19、35及び61の2に基づき公営住宅、改良住宅及び特定優良賃貸住宅の管理に関する事務において「制度個人番号（以下、「マイナンバー」という）」を利用することとなる。そのため、市営住宅総合管理システムを、他部局との情報連携を行なうことができるよう共通基盤システムと接続・改修することによりこれまでホストコンピュータから取得していた住記情報を共通基盤システムから入手するとともに、新たに制度個人番号及び統合宛名番号を項目追加する。

#### ②国籍地域コード

市営住宅ではさまざまな国籍の入居者がおり、生活習慣が異なることから共同生活のマナーにおいてトラブルが発生している。そのため、外国人入居者向けにゴミ出しなどの日常生活にかかわるルール等について国籍別の説明文を作成し、個別に郵送するなど周知するため、新たに国籍地域コードを項目追加する。

#### ③転入前住所地名及び転入前住所地方書

統合宛名番号又は住記個人番号を使って、市税情報の照会をかけるが、1月1日住所地の市町村に照会をかけることになるため、1月2日以後の市外転入者については転入前住所が必要となるため、新たに転入前住所地名及び転入前住所地方書を項目追加する。

### 3. マイナンバーの事務処理

システムにマイナンバーを入力するが、システム登録と同時に共通基盤システムのデータを参照してマイナンバーを統合宛名番号又は住記個人番号（新住記）に変換し、保存する。（マイナンバーは、システムには保持しない。ただし、市外在住者が入居する場合は、神戸市に住民登録するまでの間、一時的にシステム入力ログファイルにマイナンバーを記録するが神戸市住民となった時点で、システム入力ログファイルのマイナンバーを統合宛名番号に置き換える。）

#### 4. 効果

##### ①マイナンバー及び統合宛名番号

入居審査等で提出を求めていた書類に代えて、マイナンバーを利用できるようになり入居申込者及び入居者の負担軽減につながると予想される。

##### ②国籍

外国人入居者の国籍に合わせたパンフレットや日常生活をサポートする説明文を作成できるようになるので、日常生活のトラブル回避に寄与すると見込まれる。

#### 5. 実施計画

～平成29年3月 市営住宅総合管理システム改修・テスト

平成29年4月 共通基盤システムからの住記異動情報の日次提供開始

住記個人番号（新住記）、世帯番号（新住記）、統合宛名番号、転入  
前住所地、転入前住所地方書及び国籍地域コードの取得

平成29年7月 マイナンバー申請の受付開始及び他の行政機関への照会開始

#### 6. 件数

平成27年度末 入居者数（75,410人）

管理戸数（51,165戸）

外国籍入居者（約4,300人：H26年度）

#### 7. 個人情報の保護

市営住宅総合管理システムでは、「神戸市個人情報保護条例」及び「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」に基づき、以下の通り厳格に対処しており、本件に対しても同様に 대처する。

また、番号法に基づき作成した特定個人情報保護評価書（基礎項目評価）への記載内容通り、指定管理者に対する定期的な監査を実施し、窓口での適切な運用が行われているかの確認と必要な改善を行っていく。

##### (1) システム上の保護

①端末機の操作に当たっては、IDカードとパスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係者に限定する。

②端末機とサーバーは専用回線により接続し、外部からの不正アクセス行為を受けることを防止するとともに、コンピュータウイルスの感染を防止する。

③個人情報に係るデータについては、端末機には保存せず、サーバーで一括管理する。

④取得したログについて定期的に分析し、夜間及び休日の利用または過剰の利用が見受けられる場合は、データ利用責任者に対して利用状況の報告を求める。

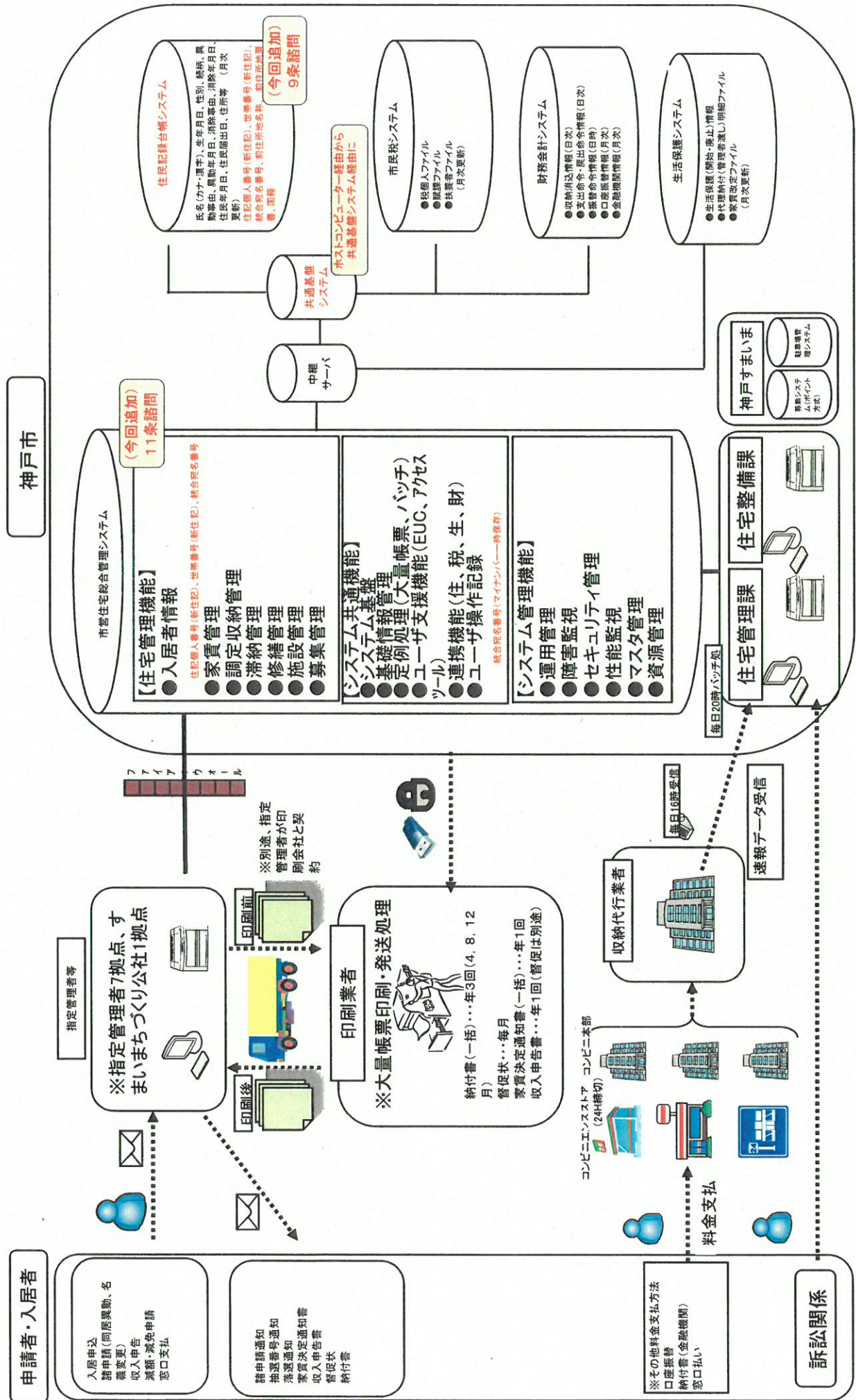
##### (2) 運用上の保護

①サーバーを管理している保管施設への入退室は関係職員のみ限定し、入退室の状況を記録する。

- ②パスワードは定期的（3か月に1度）に変更するとともに、端末機の操作状況を記録する。
- ③保存年限を経過した帳票は、シュレッダー処理又は焼却処分などの方法で確実に速やかに廃棄する。
- ④個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係者に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。



市営住宅総合管理システム概念図(改修後)



# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	市営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、市営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

市営住宅総合管理事務においては、事務の一部を指定管理者に委託しており、個人情報の適正な管理を維持するために、「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき、指定管理者に対して定期的に監査を実施している。

## 評価実施機関名

神戸市長

## 公表日

平成27年11月16日

[平成26年4月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公営住宅法、住宅地区改良法及び神戸市営住宅条例等に基づき、住宅困窮者に対し低廉な家賃で賃借住宅を供給する。</li> <li>・神戸市厚生年金住宅条例に基づき、厚生年金保険積立金の還元融資を受けて住宅を建設し、これを事業主に使用させることにより被保険者である当該従業員に対し賃借住宅を供給する。</li> <li>・事務の実施にあたり、特定個人情報保護ファイルは以下の場合に使用する。               <ol style="list-style-type: none"> <li>①家賃の決定に関する事務</li> <li>②家賃、敷金又は金銭の減免に関する事務</li> <li>③家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する事務</li> <li>④入居申込みに係る審査に関する事務</li> <li>⑤同居又は入居者名義人変更の承認に関する事務</li> <li>⑥高額所得者に対する住宅明渡しの請求に関する事務</li> <li>⑦住宅明渡し期限の延長申出に係る審査に関する事務</li> <li>⑧収入超過者に対する住宅のあっせん等に関する事務</li> <li>⑨不正入居者等に対する住宅の明渡し請求に関する事務</li> <li>⑩条例に規定する市営住宅及び共同施設の管理に関する事務</li> </ol> </li> </ul>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市営住宅総合管理システム</li> <li>2. 中間サーバーシステム</li> <li>3. 共通基盤システム(庁内連携システム)</li> <li>4. 統合宛名システム</li> </ol>
2. 特定個人情報ファイル名	
市営住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第一の第19項及び第35項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第18条及び第26条</li> <li>・番号法第9条第2項、神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の第31項及び第54項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第22条及び第28条</li> <li>・番号法第19条第14号、神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第2項及び別表2</li> </ul>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅都市局住宅部住宅管理課
②所属長	木村 泰三
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号650-8570 神戸市 市民参画推進局 参画推進部 市民情報サービス課 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎2号館2階) 電話番号:078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

郵便番号650-8570  
神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁2号館2階)  
神戸市 住宅都市局 住宅部 住宅管理課  
電話番号:078-322-5590

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

